３　飼養衛生管理指導等計画は、当該都道府県の区域内における飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

４　都道府県知事は、飼養衛生管理指導等指針が変更された場合には、飼養衛生管理指導等計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県知事が、当該都道府県の区域内における家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向又は飼養衛生管理指導等計画の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときも、同様とする。

５　都道府県知事は、飼養衛生管理指導等計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

第十二条の五中「ときは」の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加え、「当該家畜の所有者」を「改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者」に改め、同条に次の一項を加える。

３　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十二条の七中「、毎年」を削り、「前二条の規定により都道府県知事がとつた措置」を「飼養衛生管理指導等計画」に、「について都道府県ごとに整理し、これらを」を「を、農林水産省令で定めるところにより、」に改める。

第三章の章名中「家畜伝染病」を「家畜の伝染性疾病」に改める。

第十七条第一項第一号中「水胞性口炎」を「水疱性口内炎」に、「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に、「ピロプラズマ病、アナプラズマ病」を「ピロプラズマ症、アナプラズマ症」に、「豚水胞病」を「豚水疱病」に、「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症」を「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症」に改め、同項第二号中「水胞性口炎」を「水疱性口内炎」に、「豚水胞病」を「豚水疱病」に改める。

第十七条の二第一項中「口蹄疫が」を「家畜において口蹄疫又はアフリカ豚熱が」に改め、「場合」の下に「（家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかつていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜において当該伝染性疾病がまん延するおそれがあるときを含む。）」を加え、「口蹄疫の」を「当該伝染性疾病の」に改め、同条第二項中「口蹄疫」の下に「又はアフリカ豚熱」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかつていることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定の範囲は、当該動物がいた場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

第十七条の二第三項中「都道府県知事」の下に「（家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかつていることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会）」を加える。

第二十一条第一項第一号中「水胞性口炎」を「水疱性口内炎」に、「豚水胞病」を「豚水疱病」に、「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改め、同項第二号中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同条第二項中「洗じようして」を「洗浄して」に改める。

第二十五条第一項中「患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎」を「要消毒畜舎等（患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎」に、「以下「要消毒畜舎等」という」を「及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいう。以下同じ」に改め、同項ただし書中「家きんサルモネラ感染症の患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した施設」を「要消毒畜舎等のうち、家きんサルモネラ症に係るもの」に、「施設は」を「ものは」に改め、同条第二項中「の所有者は、前項ただし書の場合を除き」を「（前項ただし書に規定するものを除く。）の所有者は」に改め、同条第三項中「の施設」を「に規定するもの」に改め、同条第四項中「及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）」を削り、同条第六項中「の敷地」を「に車両を入れ、又は当該要消毒畜舎等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（伝染性疾病の病原体により汚染された衛生管理区域周辺以外の場所の消毒等）

**第二十五条の二**　都道府県知事は、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要がある場合（当該伝染性疾病にかかつていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合を除く。）には、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、当該伝染性疾病にかかつていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜以外の動物における同項に規定する伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

３　都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物における第一項に規定する伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合（当該伝染性疾病にかかつていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺に衛生管理区域がある場合を除く。）には、政令で定める手続に従い、当該動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、相当の期間を定め、当該伝染性疾病にかかつていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

第二十六条第一項中「まん延」の下に「（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この章において同じ。）」を、「ときは、」の下に「要消毒倉庫等（」を加え、「（要消毒畜舎等を除く。以下「要消毒倉庫等」という」を「及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいい、要消毒畜舎等を除く。以下同じ」に改め、同条第四項中「及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）」を削り、同条第六項中「の敷地」を「に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等」に改める。

第二十八条第一項中「自ら」を削り、同条第二項中「から出る」を「に出入りする」に改める。

第二十八条の二第二項中「まん延」の下に「（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。）」を加える。

第三十一条第一項中「家畜の」を「、家畜の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　都道府県知事は、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、当該都道府県の職員に、農林水産省令で定める方法により、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。